平成２３年（フ）第１６７号
北海道勇払郡安平町遠浅707番地21
破産者　大門　光秋
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３６１号
盛岡市中ノ橋通１丁目14番３―407号
破産者　吉田　トミ
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０６号
茨城県筑西市松原3404番地１　ハイツルネサンス205号室、前住所茨城県筑西市松原2024番地７
破産者　今江　正勝
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３１号
茨城県古河市大山1195番地３
破産者　山川　司身
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１１号
埼玉県行田市持田４丁目１番15号
破産者　林　義太郎
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３２号
群馬県富岡市下高瀬568　グランディオス３―101号、住民票上の住所埼玉県東松山市材木町６番25号
破産者　田中　　徹
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３３号
群馬県富岡市下高瀬568　グランディオス３―101号、住民票上の住所埼玉県東松山市材木町６番25号
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７９号
富山市大泉東町１丁目11―32　薫ハイム大泉東103号室、住民票上の住所富山市水橋中馬場67番地
破産者　清水工業こと　清水　昭吾
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１１号
福井市加茂河原３丁目４番21号
破産者　中川建築板金こと　中川　稔彦
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
埼玉県川越市南通町３番地５　南コーポ101号室、開始決定時の住所福井市順化２丁目８番１号
破産者　間　　俊之
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
福井県勝山市元町２丁目16番35号、開始決定時の住所福井県勝山市鹿谷町矢戸口第20号甲37番地
破産者　山内佐千子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
福井県坂井市坂井町長屋第32号１番地10
破産者　大林聖基こと　金　　聖基
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
福井県坂井市坂井町上新庄35―７―２　ウイングヒル203、住民票上の住所福井県あわら市下金屋第８号37番地
破産者　酒井　陽子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
福井県越前市平出３丁目21番22号
破産者　山形富士男
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
福井市西谷３丁目2007番地　エルディムＹ203号、旧住所兵庫県川西市東畦野４丁目28番20号　203
破産者　大迫　仁美
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
長野県千曲市大字上徳間629番地２
破産者　久保　禮子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１６号
長野県上田市本郷151番地　ハウスドリーム202号
破産者　高橋千代美
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１７７号
名古屋市昭和区台町３丁目６番地の１　大和ビル305号
破産者　本田　富子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８１号
名古屋市昭和区台町３丁目６番地の１　大和ビル305号
破産者　本田　敬介
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部